

人身売買禁止のための法制化に関する意見書

上記の議案を提出する。

平成16年9月27日

提出者

6番 田 辺 あき子

7番 梶 雅 子

16番 大 野 まさき

17番 松 本 清 治

21番 石 井 一 徳

武蔵野市議会議長 田 中 節 男 殿

人身売買禁止のための法制化に関する意見書

暴力団などの犯罪組織によって海外から日本に送り込まれ、性産業で強制的に働かされている外国人女性がふえています。売春や強制労働等による搾取を目的として外国人女性や子どもを勧誘・送り出し・受け入れを行う行為を「人身売買（人身取引）」と言いますが、日本の対策の遅れに対して、国際的な批判が高まっています。

米国務省が今年6月に発表した「人身売買に関する年次報告書」では、日本は今後1年間に必要な措置をとるかどうかが見きわめる必要がある「第2分類監視対象国」に指定されました。主要8カ国の中で監視対象国とされたのは日本とロシアだけで、少なからず国内に波紋を広げましたが、昨年7月には国連女性差別撤廃委員会から「人身売買に対する包括的戦略の必要性・加害者の処罰強化」が勧告されるなど、日本は国際社会から人身売買の主要受入国として見られています。

政府は2000年に採択された国連の「人身売買禁止議定書」の批准に向けて国内法の整備に取り組んでいますが、日本には人身売買という行為を規定し、禁止する法律がありません。アジア、東欧、中南米から来日した女性たちが莫大な借金を負わされて風俗産業で働かされ、人身売買ブローカーや暴力団の暴利の犠牲になっている現状を打破するため、加害者に対する罰則強化を明記し、人身売買の禁止・被害者の人権救済・保護・支援を実施するため、貴職に対し、下記条件を踏まえた法制化を早急に求めます。

記

1. 人身売買は被害者の尊厳と価値を著しく侵害する行為であり、人身売買が犯罪であることを法に明記すること。
2. 被害者の救済・保護・援助について、国は必要な法律整備をすること。
3. 国は人身売買の実態についての調査研究、学校教育、社会教育、メディア等を通じての人権教育・啓発・情報提供等を積極的に行い、被害の予防を図ること。
4. 政府は諸外国と連携を強化し、人身売買防止を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成16年 9 月 日

武蔵野市議会議員 田 中 節 男

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
法務大臣
外務大臣
厚生労働大臣

あて